

一般競争入札の実施について
(総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年5月1日決裁）第5条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和8年7月7日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 島邊 恒之



記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 工 事 (件) 名 | 鷺山配水幹線布設替工事
(電子入札対象案件) |
| (2) 目 的 場 所 | 岐阜市鷺山地内 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和9年3月12日 |
| (4) 契 約 の 種 類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和8年9月10日 |
| (7) 週休2日制モデル工事 | 適用する(現場閉所) |
| (8) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事 | 適用する |
| (9) 情報共有システム活用
用工事 | 受発注者の協議による |
| (10) 電子納品対象工事 | 適用する |
| (11) 前払金 の 有無 | 有 |
| (12) 低入札調査基準価格 | 岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱(平成15年3月28日決裁)の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事 |
| (13) 電 子 契 約 | 可 |
| (14) 概 要 | 水道施設工事
ダクティル鑄鉄管布設工
GXφ300 429.5m
ダクティル鑄鉄管布設工
GXφ150 14.5m
合計 444.0m

ダクティル鑄鉄管撤去工
DIPφ300 432.8m
ダクティル鑄鉄管撤去工
DIPφ200 1.0m
合計 433.8m |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 水道施設工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 岐阜市内に本店を有すること。
ただし、本店が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (3) 岐阜市指定給水装置工事業業者の指定を受けていること。
- (4) 岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領(平成16年4月1日決裁)に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、水道施設工事とする。
- (5) 最新の経営事項審査における水道施設工事の**総合評定値及び主観点数の合計が650点以上であること。**
- (6) 平成28年度以降に、官公庁等発注の公共工事で単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、建設業法に定める**水道施設工事**で受注した**請負金額(共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額)が8,500万円以上(1工事)の元請施工実績**(ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ工事とする。)を有すること。
- (7) 次の条件を満たす配管技能者を施工時に配置できること。
 - ①公益社団法人日本水道協会の耐震継手配水管技能者として登録されている者。
 - ②配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者。
なお、配管技能者は(8)の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできないものとする。
- (8) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置すること。また、建設業法施行令(昭和31年 政令第273号)第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置が必要。なお、現場代理人は主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
 - ① 水道施設工事の主任技術者又は監理技術者としての資格を有すること。
ただし、技術士については上下水道部門に限る。
 - ② 入札参加資格申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和8年7月7日(火)から令和8年7月16日(木)まで
- (2) 質問書の提出期間
令和8年7月7日(火)から令和8年7月16日(木)まで
- (3) 質疑回答期限
令和8年7月22日(水)
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和8年7月27日(月)午前9時から令和8年7月28日(火)午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札
令和8年7月29日(水)午前9時30分

4 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「技術提案書の提出依頼について」による。

6 その他

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札書類の提出等について」のとおりとする。
- (2) 特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。
- (3) 電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請書（技術資料）の提出時に、併せて「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。